

那覇市規則第37号

令和4年7月5日

てんぶす那覇条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城間 幹子



てんぶす那覇条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、てんぶす那覇条例(令和4年那覇市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 条例第5条第1項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 多目的ホール 9時から22時まで
- (2) 伝統工芸の実演、体験等を行う施設 9時から20時まで

(休館日)

第3条 てんぶす那覇の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日(これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たる場合は、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日)
- (2) 1月1日から1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用許可の申請)

第4条 条例第8条第1項前段の許可(条例第3条第3号の発信施設に係るものを除く。)の申請は、利用を開始しようとする日の属する月の6月前の月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日)から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第8条第1項前段の許可(条例第3条第3号の発信施設に係るものに限る。)の申請は、条例第9条第1項本文の規定による公募の期間中にしなければならない。

(発信施設の利用許可を受けようとするものの公募)

第5条 条例第9条第1項本文の規定による公募の時期、方法その他必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

(利用料金の返還)

第6条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、返還する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設等(条例第8条第1項の施設等をいう。以下同じ。)を利用できなくなった場合 利用できなくなった期間に係る額
- (2) 利用を開始しようとする日の前日から起算して7日前までに利用の取りやめを申し出た場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額
(利用料金の免除)

第7条 条例第11条の規定により利用料金を免除する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第11条第1号の場合 全額
- (2) 条例第11条第2号又は第3号の場合 利用料金の2分の1の額
- (3) 条例第11条第4号の場合 指定管理者が必要と認める額
(遵守事項)

第8条 利用者及び施設に立ち入る者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設等以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 指定管理者の許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 指定管理者の許可を受けずに壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第9条 市長は、条例第19条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第19条第2項の規定による申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

第10条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第19条第3項の規則で定める申請書は、てんぶす那覇指定管理者指定申請書とする。

3 条例第19条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のてんぶす那覇の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の直前3事業年度における財産目録及び収支決算書(指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(指定等)

第11条 市長は、条例第19条第1項の規定による、指定をするときはてんぶす那覇指定管理者指定書を、指定をしないときはてんぶす那覇指定管理者不指定通知書を交付する。

(協定)

第12条 指定管理者は、市長とてんぶす那覇の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項

- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(審議会の組織)

第13条 条例第23条のてんぶす那覇運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体関係者
- (3) 文化芸能関係者又は伝統工芸関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第14条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、会長(会長が選任される前の会議にあっては、市長)が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第17条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、経済観光部商工農水課において処理する。

(様式)

第19条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
てんぶす那覇指定管理者指定申請書	第10条第2項
てんぶす那覇指定管理者指定書	第11条
てんぶす那覇指定管理者不指定通知書	第11条

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第13条から第18条までの規定は、公布の日から施行する。

(那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則(平成16年那覇市規則第7号)
- (2) 那覇市伝統工芸館条例施行規則(平成17年那覇市規則第49号)
- (3) 那覇市伝統工芸館運営審議会規則(平成17年那覇市規則第50号)
- (4) 那覇市ぶんかテンプス館運営審議会規則(平成18年那覇市規則第13号)